

<1号（死傷事故）② 高所作業車の電線接触による感電負傷>

被災場所：需要設備（6,600V）
事故発生電気設備：高圧架空電線（構内第1柱～第2柱）
作業目的：当該事業場構内の樹木伐採作業
事故原因：故意・過失／公衆の故意・過失
被害内容：作業者（公衆）1名が感電により電撃傷
（両手指、左前腕、背中、両大腿、臀部）
詳報XMLテンプレート番号：202501_02



感電の状況（被災者の聞き取りによる推測）

<事故概要>

樹木伐採作業中の作業者（公衆）が、高所作業車のバケットで高圧架空電線と低圧架空電線の間を通過しようとした際、誤って高圧架空電線に接触し、感電負傷した。

（受傷電圧：6,600V）

感電経路：右手（流入）⇒流出部位不明

<事故原因>

- ・電気工作物設置者から施設管理者へ安全対策に関する注意喚起が不足していた。
- ・施設管理者は、高圧電線に接触している樹木を剪定することを、電気保安管理者へ相談、報告をしていなかった。
- ・施設管理者及び被災者は、電気（電線）に対する危険性の認識が希薄であった。（雨天により濡れた状態で電線に触れる程度では感電しないとの認識だった。）
- ・監視員が不在の状況で高所作業車を使用した。

<事業者及び関係者が行った防止対策>

- ・電気保安管理者による保安教育の実施（今回の電気事故概要と防止対策ならびに感電による人的影響について 受講者：当該事業場の関係者他、当該事故被災者の所属会社）
- ・高圧架空線に接近している樹木を根元から伐採する。
- ・剪定作業の際は必ず停電し、安全を確認した後に実施する。
- ・管理監督者は、自家用電気工作物において、樹木勢定や土木・建築工事を実施する際は、電気保安管理者へ相談し安全対策を講じてから実施するよう各施設へ周知徹底を図る。
- ・予定外作業を行う際は作業責任者及び電気主任技術者に相談し、作業員全体で事前打合せを行い周知徹底を図るとともに、共通認識のもとで作業を実施する。

安全装備着用状況

○:着用 ×:未着用

ヘルメット	×
絶縁帽	×
絶縁手袋(高圧)	×
絶縁手袋(低圧)	×
絶縁衣	×
絶縁靴(高圧)	×
絶縁靴(低圧)	×
安全靴	×
その他	ゴム手袋 ゴム長靴